

平成20年9月18日
総務省

新型インフルエンザ対策に係る総務省の取組の概要について

1 平成20年2月、総務省新型インフルエンザ対策本部を設置

新型インフルエンザの発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、総務省新型インフルエンザ対策本部を設置し、必要に応じ、同本部を開催することとしている。

2 平成20年3月、同本部において、「総務省新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定

その概要は、以下のとおり。

(1) 省庁間の連携等

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議及び同幹事会への参画、政府の新型インフルエンザ対策の訓練への参加を通じ、関係省庁間の連携を強化しつつ、適切な対策の推進を図るとともに、国・地方間の連携に資するよう、必要に応じ、地方公共団体との情報交換を図るものとする。

(2) 関係団体に係る対策

① 関係団体における対策の要請

関係団体に対して、内閣官房、厚生労働省、外務省等から示される新型インフルエンザに関連する情報等に留意するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえ、必要に応じ、対策を講じるよう要請する。

② 郵政事業における行動計画等の策定等の要請

特に、日本郵政グループに対しては、新型インフルエンザが発生した場合においても国民生活に支障が出ないよう、必要に応じ、感染対策や体制維持に関する行動計画の策定を行うなど、新型インフルエンザへの対策を行うよう要請する。

③ 社会機能維持に関わる事業における行動計画等の策定等の要請

特に、重要な放送事業者、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等に対しては、新型インフルエンザが発生した場合においても国民生活に支障が出ないよう、必要に応じ、各事業者における感染対策や体制維持に関する行動計画の策定を行うなど、新型インフルエンザへの対策を行うよう要請する。

3 今後の取組

政府全体の検討の進捗を踏まえ、適宜ガイドラインの改定等を行い、地方公共団体、関係団体における対策の円滑な実施を促進する。